

知っ

国民年金

5つのメリ

iy

部免除されます。が一定額以下の場

場合、

全額または一



がん検診・健康診査 健診結果相談会のお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

大 三豊市がん検診のご案内

がん検診

がん検診の申し込みをしていない人は、健康課までお問い合わせください。

子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診の無料クーポン券を受け

取った人は、この機会に、ぜひ検診を受けましょう。

【子宮頸がん、乳がん検診】

三豊市・観音寺市の指定医療機関検診または下記の集団検診で受診できます。 指定医療機関で受ける場合は、12月末までに受診してください。集団検診を 受ける場合は、7月に届いた白い封筒を忘れずにお持ちください。詳しくは同 封の「ご案内」をご覧ください。

| 場所 | 月日 | 受付時間 | | =1.1H n±.88 |
|-------------------|-----------|---------------------------------|------------------|-------------|
| | | 子宮頸がん | 乳がん | 託児時間 |
| 山本町保健センター | 8月7日(木) | - 13:30~15:00 - (14:00 検診開始) | 個人通知で お知らせします | 13:30~ |
| | 8月8日(金) | | | |
| 財田町公民館 | 8月11日 (月) | | | |
| 仁尾町体育センター | 8月20日 (水) | | | |
| | 8月21日 (木) | | | |
| 高瀬町農村環境 改善センター | 8月29日(金) | | | |
| | 8月31日 (日) | | | |
| | 9月1日(月) | | | |
| | 9月2日(火) | | | |

※8月31日は日曜日も検診を実施

【胃がん、大腸がん、結核・肺がん検診】

集団検診の申し込みをしている人には、9月初旬ごろ案内が届きます。大腸がん検診を指定医療 機関で受ける場合は、10月末までに直接医療機関にて受診してください。

【前立腺がん検診】

10月末までに指定医療機関で受診してください。事前申し込みがなくても受けられます。

健康診査

集団検診で健康診査を受診して いない人は、10月末まで三豊市・ 観音寺市の指定医療機関で受診で きます。6月に届いている青い封筒 と保険証を持って、受診してくだ さい。なお、受付時間は各医療機 関にお問い合わせください。



健診結果相談会

「気になる検査値がある|

「健診は毎年受けるけど、結果はよく見ていない」 そんなあなたに、保健師・栄養士・歯科衛生士が、健 診結果の見方や活かし方について、アドバイスします。

血圧測定、尿検査、個別相談

持ってくるもの健診結果票、持っている人は健康手帳

| 場所 | 月日 |
|--------------------|-----------|
| 財田町国保高齢者保健福祉支援センター | 8月7日(木) |
| 老人福祉センター | 8月19日 (火) |
| 山本町保健センター | 8月20日 (水) |
| 豊中町保健センター | 8月22日(金) |
| 三野町保健センター | 8月25日(月) |
| 詫間福祉センター | 8月29日(金) |
| 高瀬町農村環境改善センター | 9月3日(水) |

※時間はいずれも9時30分~11時



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ

市民課 273-3005

善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

和る、一生活国民年金は、

国民年金は、生きている限り受け取も延びることが予想される平均寿命 医療技術の進歩などにより、 生涯 の保障です

②不測の事態に備えられる②不測の事態に備えられる ③保険料は税金の控除対象になる 納めた保険料は、 確定申告の際に

(4国から給付される の1が国庫負担で賄われています。 (5経済の変動にも負けない 賃金や物価の変動にあわせて年金 額が改定されるため、年金の価値が 全額控除の対象になり ます

日場所

8月13日 (水) 1026年(火) 1026年(火) 1026年(火) 1026年(火)

午後3

午後3時

不要です。不要です。

あ

るてのい

で、届け出いる場合は、

は法

義人変更届出書」

を提出してくださ

家屋の所有者が変更したときは

名

また、

売買・相続・

贈与などにより

日時

社会保険労務士による

料年

金

相

談

世帯主、 配偶者の前年所得

0 8 7

8

(オフィ

ス

ださい。土地の税額が変わる見を税務課または各支所へ提出し

土地の税額が変わる場合が

ったときは「住宅用地変更申告書」 たは非住宅用地から住宅用地に変わ

ます

保険料の納付が困難なときは

保険料の納付が免除または猶予されとが困難な場合、本人の申請により経済的な理由で保険料を納めるこ

山本庁舎

●持っていくもの 年金手帳、年金証書などのほか、 年金手帳、年金証書などのほか、 および代理人本人であることを確 認できるものが必要です。 問い合わせ 街角の年金相談センタ

況が住宅用地から非住宅用地に、

土地の使用状況が変わったとき

家屋の用途変更で、

土地の

使用状

ま

合、 配偶者の前年所得 若年者納付猶予申請 学生でない

っと支えてくれる

今後

たは各支所で手続きをしてくだったは各支所で手続きをしてくだったは各支所で手続きをしてくだったは各支所で手続きをしてくだった。 学生納付特例申請 全額猶予され 念歳未満の ますが一 定額以下の場で、本ー

固定資産の異動があったときは 届け出を

課または各支所へ提出してくださいたときは「家屋滅失届出書」を税務

てください。

定額

より、

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

税を課税 額を算出して、 します。

冢屋の所有者が変わったとき 冢屋を取り壊したとき

日程調整のうえ、 間取りや仕上げを確認し、 翌年度から固定資産 評価

家屋の全部または一部を取り壊し

ません。 より、その旨を申告しなければなりの用途が変わったときは、市条例にの面積が変わったときや、住宅用地の強が、増築、取り壊しにより家屋 家屋を新築・増築したとき 税務課までご連絡くださ 家屋評価に伺 17

11 2014年8月 広報 みとよ